

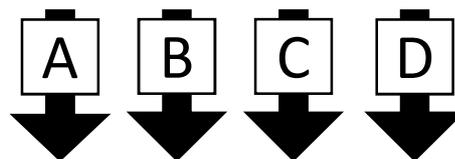
民泊事業者/ 商号又は名称 _____	氏名(法人の場合代表者名) _____
連絡先 _____	
チェック実施者/ 会社名 _____	氏名(自署) _____
連絡先 _____	資格等 _____

〈届け出住宅のタイプ〉

・以下の届出住宅のタイプにチェックをして、該当するA～Dのタテ列に進んでください。  
 タテ列の①から⑧までの太枠内チェック欄に1か所ずつ✓が入らない場合は、届け出できません。改善後届け出をしてください。  
 虚偽の報告をした場合は罰せられる場合があります。

戸建て住宅 長屋	家主同居※で宿泊室の床面積が50㎡以下(小規模・家主同居型)	□		
	上記以外		□	
共同住宅 寄宿舍	家主同居※で宿泊室の床面積が50㎡以下(小規模・家主同居型)		□	
	上記以外			□

※ 届出住宅に家主が居住しており、不在(住宅宿泊事業法第11条第1項第2号に定める一時的なものは除く。)とならないこと。



〈避難経路表示のチェック〉

①	避難経路が表示されている	□	□	□	□
---	--------------	---	---	---	---

〈非常用照明表示のチェック〉

②	届け出住宅の各部分に非常用照明器具の設置が不要	/	□	/	□
	上記以外で非常用照明器具が設置されている	/	□	/	□

〈防火の区画等のチェック〉

③	複数のグループが複数の宿泊室に、同時に宿泊しない	/	□	/	□
	上記以外の場合で、準耐火構造の壁による防火の区画、自動火災報知設備またはスプリンクラー設備等が設置されている	/	□	/	□

〈届け出住宅の規模に関する措置のチェック〉

④	2階以上の各階の宿泊室床面積合計が100㎡以下である	/	□	/	/
	上記以外の場合で、当該階から避難階または地上に通ずる2以上の直通階段を設けている	/	□	/	/

⑤	宿泊者使用部分(宿泊室含む)の床面積合計が200㎡未満である	□	□	/	/
	上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物、準耐火建築物である	□	□	/	/
	上記2つにチェックが入らない場合、宿泊者使用部分の居室の内装仕上げが難燃材料※以上および、当該居室から地上に通ずる部分の内装仕上げが準不燃材料以上である	□	□	/	/

※ 3階以上に届出住宅の居室の部分をもつ場合は準不燃材料以上とすること。

⑥	各階における宿泊者使用部分(宿泊室含む)の床面積合計が200㎡(地下の階にあっては100㎡)以下である	□	□	/	/
	上記以外の場合で、3室以下の専用の廊下である	□	□	/	/
	上記2つにチェックが入らない場合、階の廊下の幅が両側居室にあっては1.6m以上、その他の廊下にあっては1.2m以上である	□	□	/	/

⑦	2階の宿泊者使用部分(宿泊室含む)の床面積の合計が300㎡未満である	□	□	/	/
	上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物又は準耐火建築物である	□	□	/	/

⑧	3階以上に宿泊者使用部分(宿泊室含む)を設けていない	□	□	/	/
	延べ面積が200㎡未満で宿泊者利用部分が3階に設けられている場合、警報設備を設け、竪穴部分※と竪穴部分以外の部分を間仕切り壁等で区画している。	□	□	/	/
	上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物である	□	□	/	/

※ 吹抜けとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分

～記入にあたっての留意事項～

本チェックリストの記入にあたっては、「**民泊の安全措置の手引き**」(以下「手引き」という)をよくお読みになり、**各設問にお答えください。**

また、安全措置に関する詳細な内容については、建築士にご相談ください。

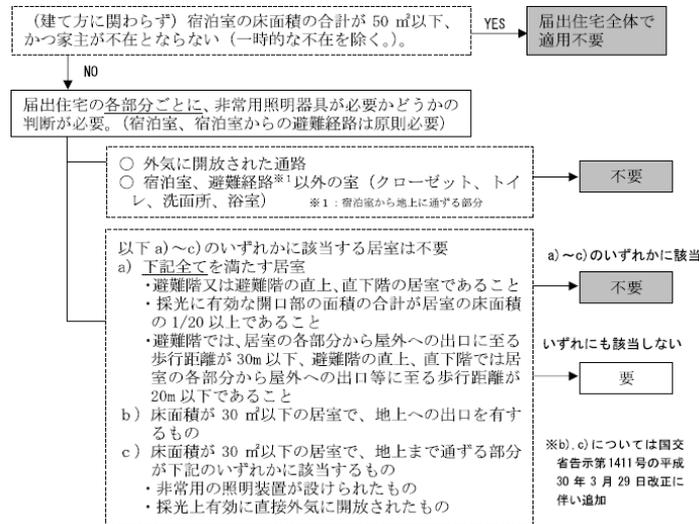
なお、本チェックリストにおいて「**宿泊室**」とは、「**届出住宅の居室のうち宿泊者の就寝の用に供するもの**」を指します。また、「**宿泊者使用部分**」とは、「**届出住宅のうち宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を含む。)**」を指します。

※参考:「民泊安全措置の手引き」(平成29年12月26日(令和元年6月24日改訂)国土交通省住宅局建築指導課発行)  
(<http://www.mlit.go.jp/common/001216235.pdf>)

※相談できる建築士がない場合は、下記でも相談を承っております。

一般社団法人 東京都建築士事務所協会 豊島支部 (<http://www.taaf-toshima.jp/>)

- ① 消防法令に基づく避難経路が表示されているかどうかチェックしてください。
- ② 下図を参照し、届出住宅の各部分ごとに非常用照明の設置が必要かどうかチェックしてください。設置されていない場合、手引きP.4～5,16を参照し、非常用照明の対応ができていないかチェックして下さい。



※手引きより抜粋

- ③ 複数の宿泊室に、同時に複数の宿泊者が泊まる(複数の宿泊者が1の契約により宿泊する場合は可)ことがないかチェックしてください。  
チェックが入らない場合、手引きP.6～8を参照し、防火の区画等の対応ができていないかチェックしてください。
- ④ 2階以上の、それぞれの階の宿泊室の床面積合計が、100㎡以下であることをチェックしてください。  
当てはまらない場合、手引きP.10を参照し、宿泊室のある階から1階または地上に通じる階段が2か所以上あるかチェックして下さい。
- ⑤ すべての宿泊者使用部分(宿泊室含む)の床面積合計が、200㎡未満であることをチェックしてください。  
上記に当てはまらない場合、届出住宅が耐火建築物、準耐火建築物であるか、新築時の工事図面等をご参照の上、建築士にご相談ください。  
上記2つに当てはまらない場合、届出住宅の内装の仕上げ材料について、手引きP.11に記載されている仕上げになっているかチェックしてください。
- ⑥ それぞれの階の宿泊者使用部分の床面積合計が、200㎡以下(地下の階にあっては100㎡以下)であることを、チェックしてください。  
上記に当てはまらない場合、各階の廊下について、3室以下の専用の廊下であるかチェックしてください。  
上記2つに当てはまらない場合、廊下幅について、必要な幅が確保されているかチェックしてください。(手引きP.12参照)
- ⑦ 2階の宿泊者使用部分(宿泊室含む)の床面積合計が、300㎡未満であることをチェックしてください。  
上記にチェックが入らない場合、届出住宅が耐火建築物または準耐火建築物であるか、新築時の工事図面等をご参照の上、建築士にご相談ください。
- ⑧ 3階以上に、宿泊者使用部分(宿泊室含む)がないか、チェックしてください。  
上記以外で届出住宅の延べ面積が200㎡未満の場合、警報設備を設け、縦穴部分と縦穴部分以外の部分を間仕切り壁等で区画しているかチェックしてください。(手引きP.13参照)  
上記2つ以外の場合、届出住宅が耐火建築物であるかチェックしてください。